

## 騒音・振動特定施設に係る届出の手引き

### 目次

1	特定施設に係る届出について.....	1
(1)	概要.....	1
(2)	特定施設とは.....	1
(3)	特定施設に関する法令.....	1
(4)	届出期限.....	1
(5)	届出方法.....	2
(6)	届出先.....	2
2	届出の要否フローチャート.....	3
3	指定地域について.....	4
4	特定施設一覧表.....	6
5	届出について.....	11
(1)	騒音規制法.....	11
(2)	振動規制法.....	12
(3)	北海道公害防止条例（騒音）.....	13
(4)	北海道公害防止条例（振動）.....	14
(5)	千歳市公害防止条例（騒音）.....	15
6	手続きの流れ.....	16
(1)	設置届・種類ごとの数等の変更届・騒音や振動の防止方法変更届について.....	16
(2)	氏名等変更届、承継届、使用全廃（廃止）届について.....	17
(3)	使用届について.....	17
(4)	事故報告書.....	18
7	工場等の設置、移転の許可申請について.....	19
(1)	届出対象施設について.....	19
(2)	届出様式について.....	20

令和6年4月

千歳市市民環境部環境課

## 1 特定施設に係る届出について

### (1) 概要

千歳市内で、金属加工機械や空気圧縮機など、騒音や振動を発生する一定の施設（特定施設）を設置する際は、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例、千歳市公害防止条例の4つの法令に基づき、市長に届け出なければなりません。

届出が必要かどうか、またどの法令に基づく届出が必要なのかについては、3ページの届出の要否フローチャートを参照願います。

### (2) 特定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって法令で定める施設をいいます。

### (3) 特定施設に関する法令

騒音・振動を発生する一定の施設は、騒音にかかる特定施設、また振動にかかる特定施設に分けられます。

騒音にかかる特定施設は騒音規制法、北海道公害防止条例、千歳市公害防止条例で定められています。

振動にかかる特定施設にあつては振動規制法、北海道公害防止条例、千歳市公害防止条例で定められていますが、千歳市公害防止条例の内容は振動規制法及び北海道公害防止条例にて同様に定められており、市条例での届出は想定しておりません。

なお、一部の施設、例えば液圧プレスは騒音及び振動にて規制があります。

この際、騒音規制法及び振動規制法に該当する際は、それぞれの法律による届出が必要になります。

また、北海道公害防止条例に該当する際は、騒音と振動でそれぞれ届出が必要です。

### (4) 届出期限

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

その他の届出の期限につきましては、11ページの届出の種類についてを参照願います。

(5) 届出方法

Eメール（10MB 以内）、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副2部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

(6) 届出先

下記のとおりです。

届出先

〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

市役所本庁舎1階

市民環境部環境課環境保全係

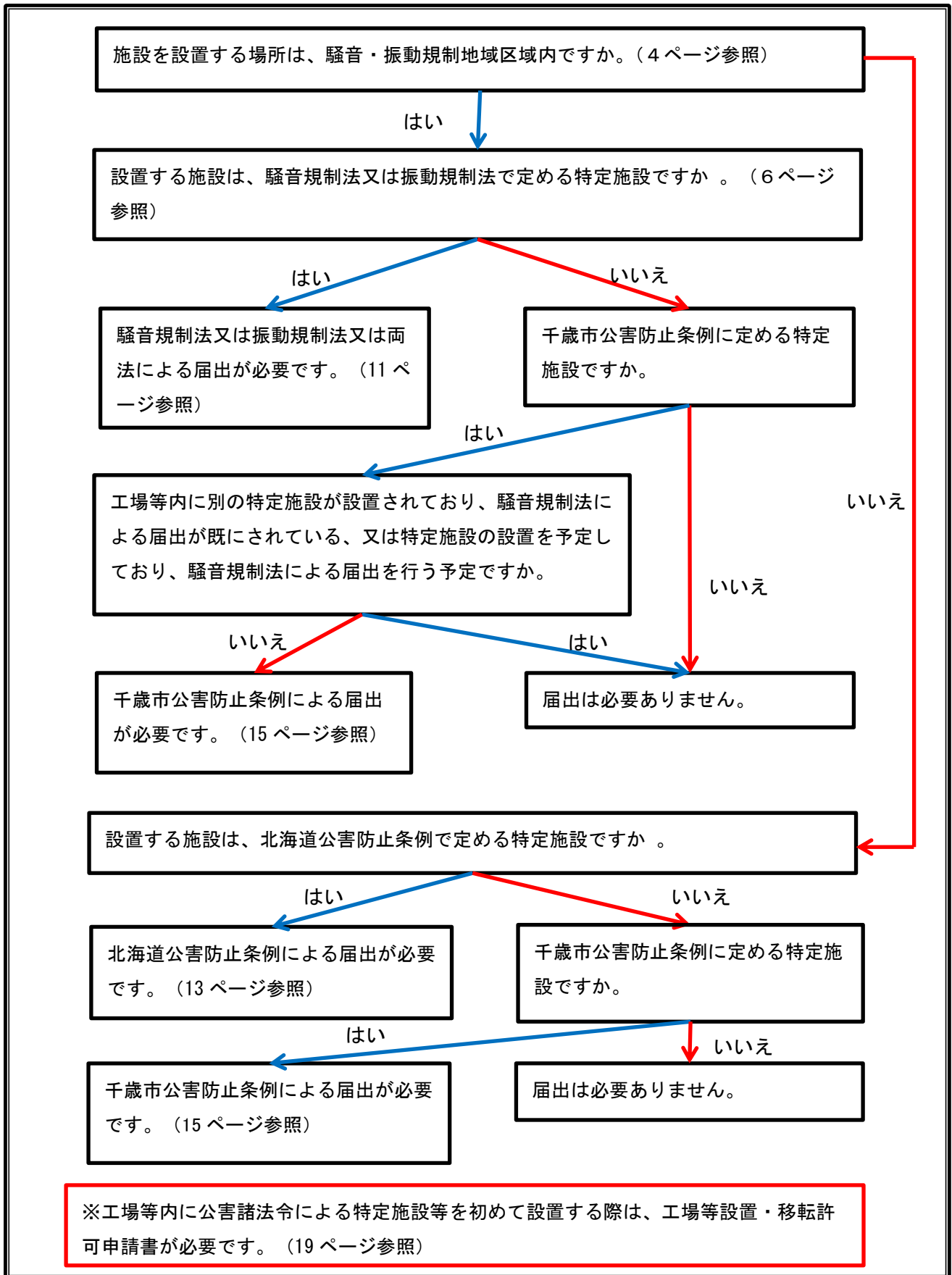
E-MAIL [kankyo@city.chitose.lg.jp](mailto:kankyo@city.chitose.lg.jp)

TEL 代表 0123-24-3131 / 内線 468

直通 0123-24-0594

FAX 0123-22-8853

2 届出の要否フローチャート



### 3 指定地域について

次ページに掲載する、騒音・振動規制地域区域区分図（令和6年千歳市告示第29号・第30号）のうち、色がついている地域は騒音規制法、振動規制法の指定地域であり、届出が必要です。

詳細な図面は市ホームページ「騒音・振動、悪臭の規制区域」

([https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-4315-165-869.html?cat=%2F95%2F95\\_165%2F95\\_165\\_869%2F](https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-4315-165-869.html?cat=%2F95%2F95_165%2F95_165_869%2F))

にて確認できます。

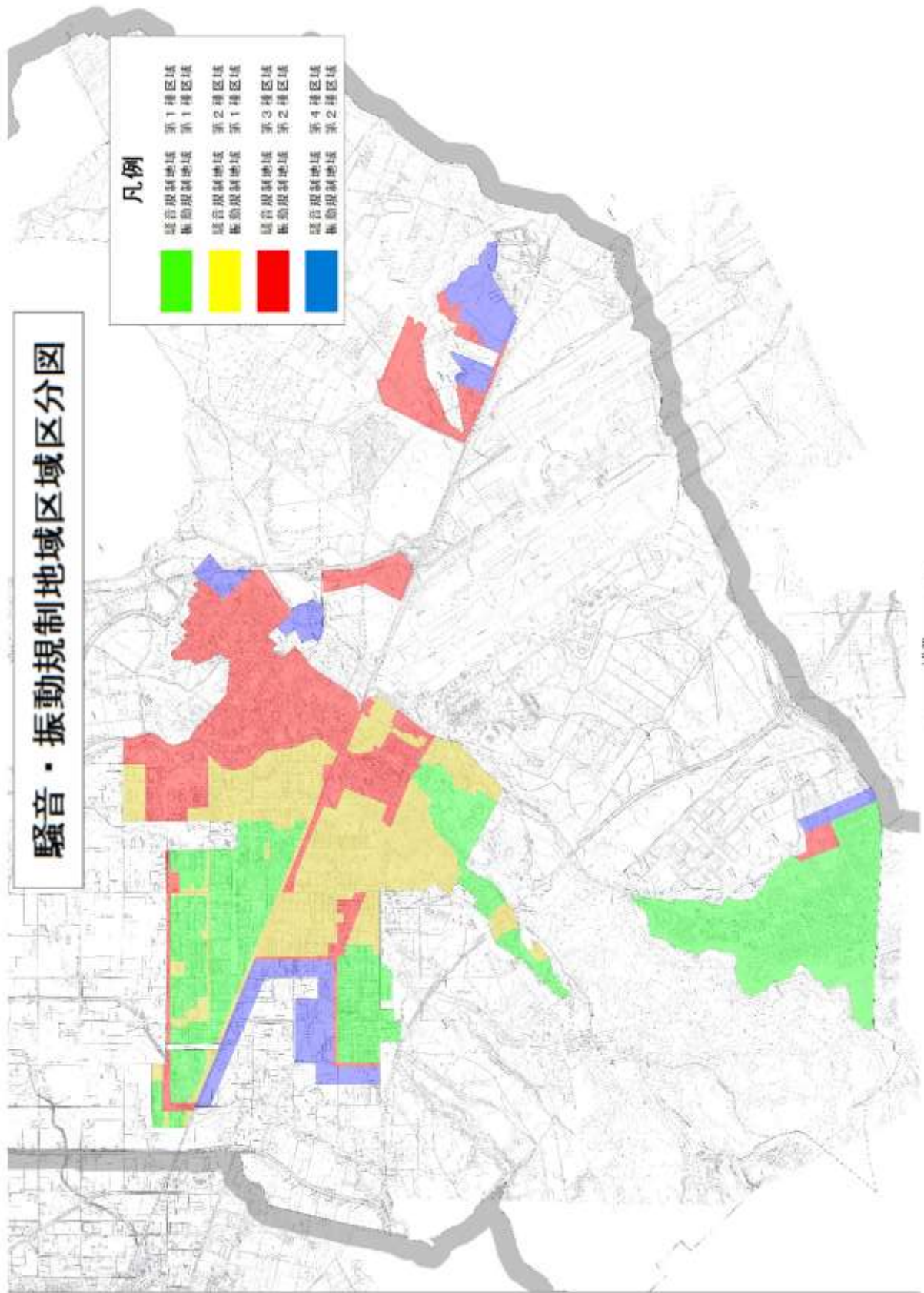
なお、北海道庁の騒音・振動・悪臭規制地域マップ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html>)

は最新の情報ではありませんので、ご注意願います。

千歳市全域のうち、法による指定地域を除く地域は、北海道公害防止条例の届出対象地域です。  
また、法による指定地域を含む千歳市全域は、千歳市公害防止条例の届出対象地域です。

# 騒音・振動規制地域区分図



4 特定施設一覧表

施設の種類		騒音			振動	
		騒音規制法	北海道公害防 止条例	千歳市防止条 例	振動規制法	北海道公害防 止条例
金属加 工機械	圧延機械	1. イ 原動機 の定格出力合 計 22.5kW 以 上	1(1) 同左	-	-	-
	製管機械	1. ロ	1(2)	-	-	-
	ベンディ ングマシ ン	1. ハ ロール 式で原動機の 定格出力 3.75kW 以上	1(3) 同左	-	-	-
	液圧プレ ス	1. ニ 矯正プ レスを除く	1(4) 同左	-	1. イ 矯正プ レスを除く	1(1) 同左
	機械プレ ス	1. ホ 呼び加 圧能力が 294kN 以上	1(5) 呼び加 圧能力が 30 重量トン以上	-	1. ロ	1(2)
	せん断機	1. ヘ 原動機 の定格出力 3.75kW 以上	1(6) 同左	-	1. ハ 原動機 の定格出力が 1kW 以上	1(3) 同左
	鍛造機	1. ト	1(7) 同左	-	1. ニ	1(4)
	ワイヤー フォーミ ングマシ ン	1. チ	-	-	1. ホ 原動機 の定格出力が 37.5kW 以上	1(5) 同左
	ブラスト	1. リ タンプ ラスト以外の もので密閉式 を除く	-	-	-	-
	タンブラ ー	1. ヌ	-	-	-	-
切断機	1. ル といし を用いるもの に限る	-	-	-	-	

施設の種類		騒音			振動	
		騒音規制法	北海道公害防止条例	千歳市防止条例	振動規制法	北海道公害防止条例
空気圧縮機及び送風機		2. 原動機の定格出力が7.5kW以上	2. 同左	-	2. 圧縮機：原動機の定格出力が7.5kW以上	2. 同左
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	3. 窯業製品又は土石製品製造用であり、原動機の定格出力が7.5kW以上	-	3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	4. 窯業製品又は土石製品製造用であり、原動機の定格出力が7.5kW以上
織機		4. 原動機を用いるものに限る	-	-	4. 原動機を用いるものに限る	5. 同左
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	5. イ 気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る	4(1) 同左	-	-	6(4) 同左
	アスファルトプラント	5. ロ 混練重量が200kg以上のものに限る	4(2) 同左	-	-	-



施設の種類	騒音			振動	
	騒音規制法	北海道公害防 止条例	千歳市防止条 例	振動規制法	北海道公害防 止条例
コンクリートブロッ クマシン	-	-	-	5. 原動機の 定格出力の合 計が 2.95kW 以上	6(1) 原動機 の定格出力の 合計が 2.9kW 以上
コンクリート管製造 機械	-	-	-	5. 原動機の 定格出力の合 計が 10kW 以 上	6(2) 同左
コンクリート柱製造 機械	-	-	-	5. 原動機の 定格出力の合 計が 10kW 以 上	6(3) 同左
穀物用製粉機	6. ロール式 で原動機の定 格出力 7.5kW 以上	5. 同左	-	-	-

施設の種類		騒音			振動	
		騒音規制法	北海道公害防 止条例	千歳市防止条 例	振動規制法	北海道公害防 止条例
木材加 工機械	ドラムバ ーカー	7. イ	6(1)	-	6. イ	7(1)
	チップー	7. ロ 原動機 の定格出力合 計 2.25kW 以 上	6(2) 同左	-	6. ロ 原動機 の定格出力が 2.2kW 以上	7(2) 同左
	碎木機	7. ハ	6(3)	-	-	-
	帯のこ盤	7. ニ 製材用: 原動機の定格 出力 15kW 以 上 木工用:原動 機の定格出力 が 2.25kW 以 上	6(4) 同左	3(1) 製材用: 原動機の定格 出力 7.5kW 以 上 15kW 未満 木工用:原動 機の定格出力 が 0.75kW 以 上 2.25kW 未 満	-	-
	丸のこ盤	7. ホ 製材用: 原動機の定格 出力 15kW 以 上 木工用:原動 機の定格出力 が 2.25kW 以 上	6(5) 同左	3(2) 製材用: 原動機の定格 出力 7.5kW 以 上 15kW 未満 木工用:原動 機の定格出力 が 0.75kW 以 上 2.25kW 未 満	-	-
	かんな盤	7. ヘ 原動機 の定格出力 2.25kW 以上	6(6) 同左	3(3) 原動機 の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満	-	-

施設の種類	騒音			振動	
	騒音規制法	北海道公害防止条例	千歳市防止条例	振動規制法	北海道公害防止条例
抄紙機	8	7	-	-	-
印刷機械	9. 原動機を用いるものに限る	8. 同左	-	7. 原動機の定格出力が2.2kW以上	8. 同左
合成樹脂用射出成形機	10	9	-	9	10.
鋳造型機	11. ジョルト式のものに限る	10. 同左	-	10. ジョルト式のものに限る	11. 同左
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	-	-	-	8. カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力30kW以上	9. 同左
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン	-	-	1. 原動機の定格出力合計7.5kW以上で緊急用を除き固定式のものに限る	-	-
冷凍機	-	-	2. 原動機の定格出力合計7.5kW以上	-	-

## 5 届出について

### (1) 騒音規制法

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	騒音規制法に規定する特定施設が設置されていない工場・事業場において、新たに特定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	新たに指定地域となったとき又は、法の改正により新たに特定施設として指定された場合。	指定された日から30日以内	
種類ごとの数変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る特定施設の種類ごとの数を変更しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1
騒音の防止方法変更届	騒音の防止の方法の変更があった場合。ただし発生する騒音の大きさが増加しない程度の変更であれば届け出る必要はありません。	変更工事着工の30日前	-
氏名等変更届	特定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用全廃届	特定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	-
承継届	特定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 工場・事業場での特定施設の設置箇所概要図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
3. 特定施設のカタログ又は構造図
4. 騒音の防止の方法
5. 特定施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

なお、1.～5.の様式は任意です。4.は参考様式があります。

※2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

(2) 振動規制法

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	振動規制法に規定する特定施設が設置されていない工場・事業場において、新たに特定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1
使用届	新たに指定地域となったとき又は、法の改正により新たに特定施設として指定された場合。	指定された日から30日以内	※2
種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る特定施設の種類ごとの数を変更しようとする場合や使用の方法を変更する場合。	工事着手の30日以前	※1
振動の防止方法変更届	振動の防止の方法の変更があった場合。ただし発生する振動の大きさが増加しない程度の変更であれば届け出る必要はありません。	変更工事着工の30日前	-
氏名等変更届	特定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用全廃届	特定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	-
承継届	特定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 工場・事業場での特定施設の設置箇所概要図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
3. 特定施設のカatalog又は構造図
4. 振動の防止の方法
5. 特定施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

なお、1.～5.の様式は任意です。4.は参考様式があります。

※2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出る際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

(3) 北海道公害防止条例（騒音）

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	道条例（騒音）に規定する特定施設が設置されていない工場・事業場において新たに特定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	既に設置している施設が新しく届出施設となった場合。	指定された日から30日以内	
変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る特定施設の構造・使用方法・数等に変更があった場合。	工事着手の30日以前	※1
氏名等変更届	特定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用廃止届	特定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	※3
承継届	特定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 工場・事業場での特定施設の設置箇所概要図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
3. 特定施設のカatalog又は構造図
4. 騒音の防止の方法
5. 特定施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

なお、1.～5.の様式は任意です。4.は参考様式があります。

※2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

※3 様式の名称は「ばい煙等発生施設使用廃止届出書」ですが、道条例の騒音や振動における届出としても使用します。

(4) 北海道公害防止条例（振動）

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	道条例（振動）に規定する特定施設が設置されていない工場・事業場において新たに特定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	既に設置している施設が新しく届出施設となった場合。	指定された日から30日以内	
変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る特定施設の構造・使用方法・数等に変更があった場合。	工事着手の30日以前	※1
氏名等変更届	特定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用廃止届	特定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	※3
承継届	特定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 工場・事業場での特定施設の設置箇所概要図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
3. 特定施設のカatalog又は構造図
4. 振動の防止の方法
5. 特定施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

なお、1.～5.の様式は任意です。4.は参考様式があります。

※2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

※3 様式の名称は「ばい煙等発生施設使用廃止届出書」ですが、道条例の騒音や振動における届出としても使用します。

(5) 千歳市公害防止条例（騒音）

届出の種類	概要	届出期限	備考
設置届	市条例（騒音）に規定する特定施設が設置されていない工場・事業場において、新たに特定施設を設置しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1 ※2
使用届	新たに指定地域となったとき又は、条例の改正により新たに特定施設として指定された場合。	指定された日から30日以内	
変更届	設置届出又は使用届出を行なった者が、その届出に係る特定施設の種類ごとの数を変更しようとする場合。	工事着手の30日以前	※1
氏名等変更届	特定施設を設置している者の氏名・名称・住所・所在地に変更があった場合。	変更のあった日から30日以内	-
使用廃止届	特定施設のすべてを廃止した場合。	廃止した日から30日以内	-
承継届	特定施設のすべてを譲渡・借受、あるいは相続・合併などがあった場合。	承継のあった日から30日以内	-
事故報告書	施設の故障、破損その他の事故によつて、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるとき。	電話による緊急通報後、速やかに提出	-

※1 添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 工場・事業場の周辺見取図（敷地境界から200メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
2. 工場・事業場での特定施設の設置箇所概要図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
3. 建物の姿図（窓、とびら等を示すこと。）
4. 特定施設のカatalog又は構造図
5. 騒音の防止の方法
6. 特定施設一覧表（既設と新設を明確にすること。）

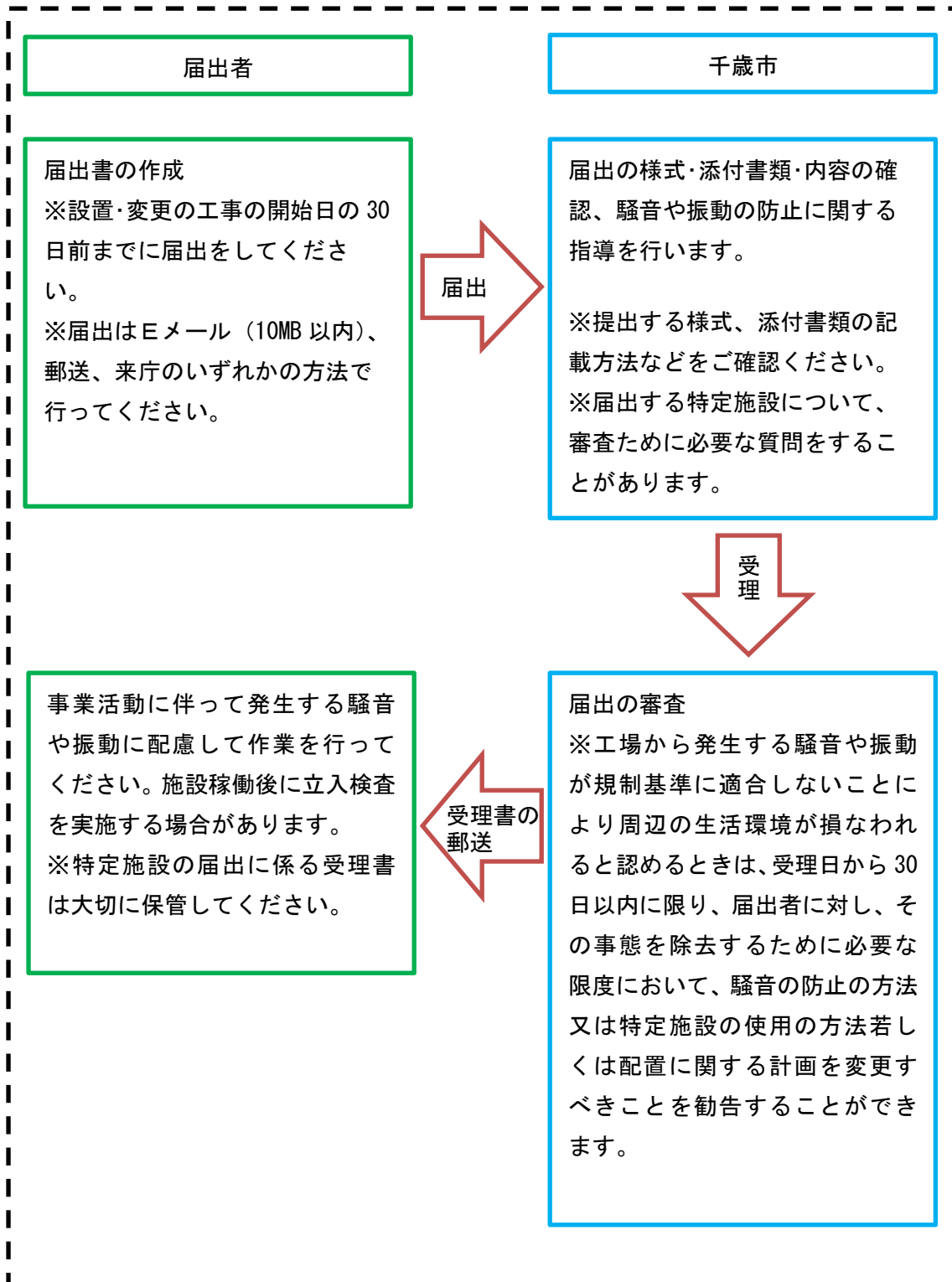
なお、5.を除く様式は任意です。

※2 工場等内に公害諸法令による特定施設等を初めて設置、又は使用を届出の際は、市条例による工場等設置・移転許可申請書も併せて必要です。過去に工場等設置・移転許可申請書を提出されている場合は不要です。

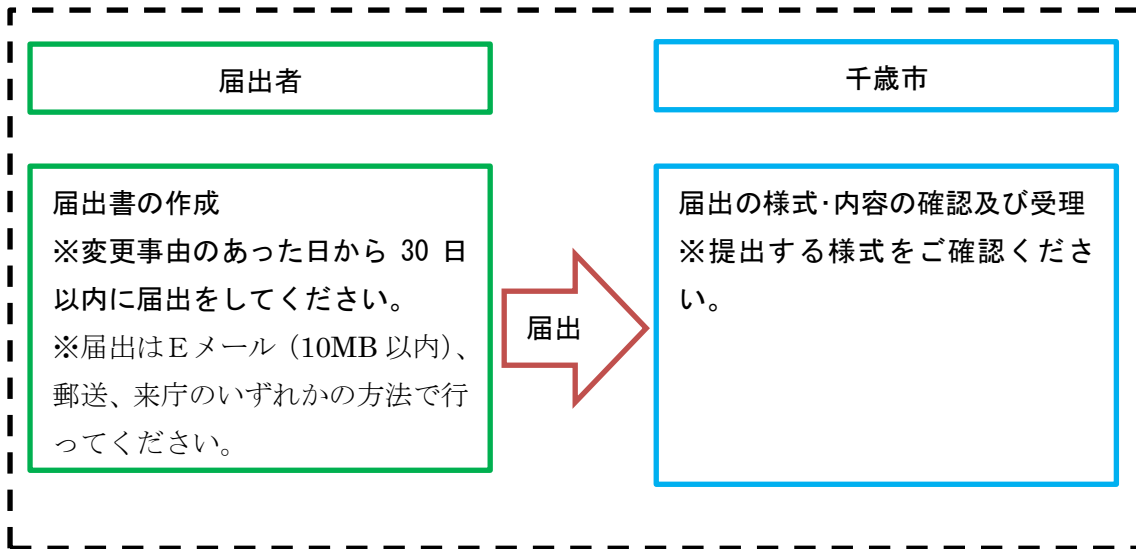


## 6 手続きの流れ

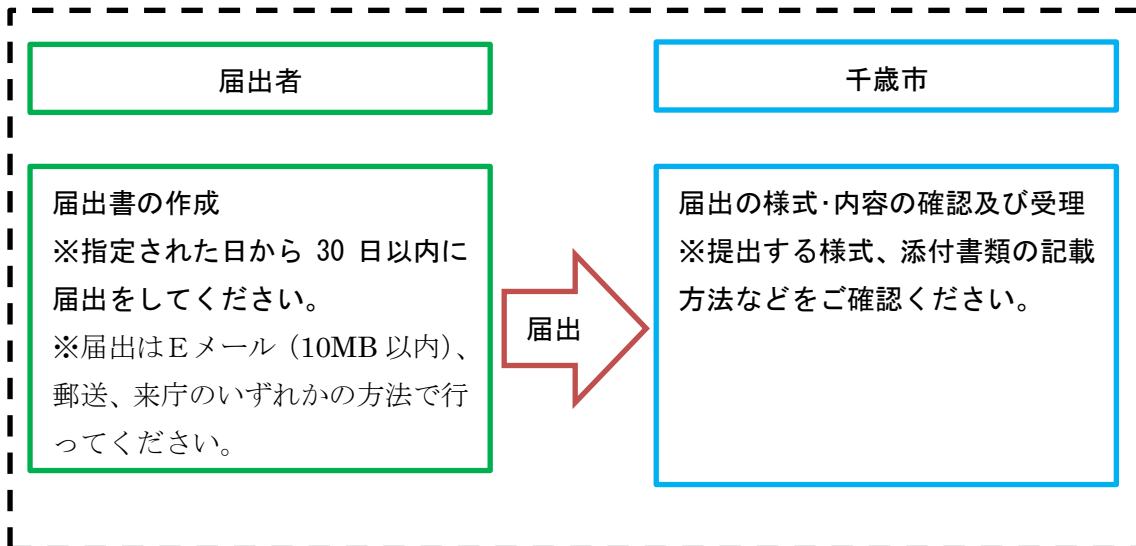
### (1) 設置届・種類ごとの数等の変更届・騒音や振動の防止方法変更届について



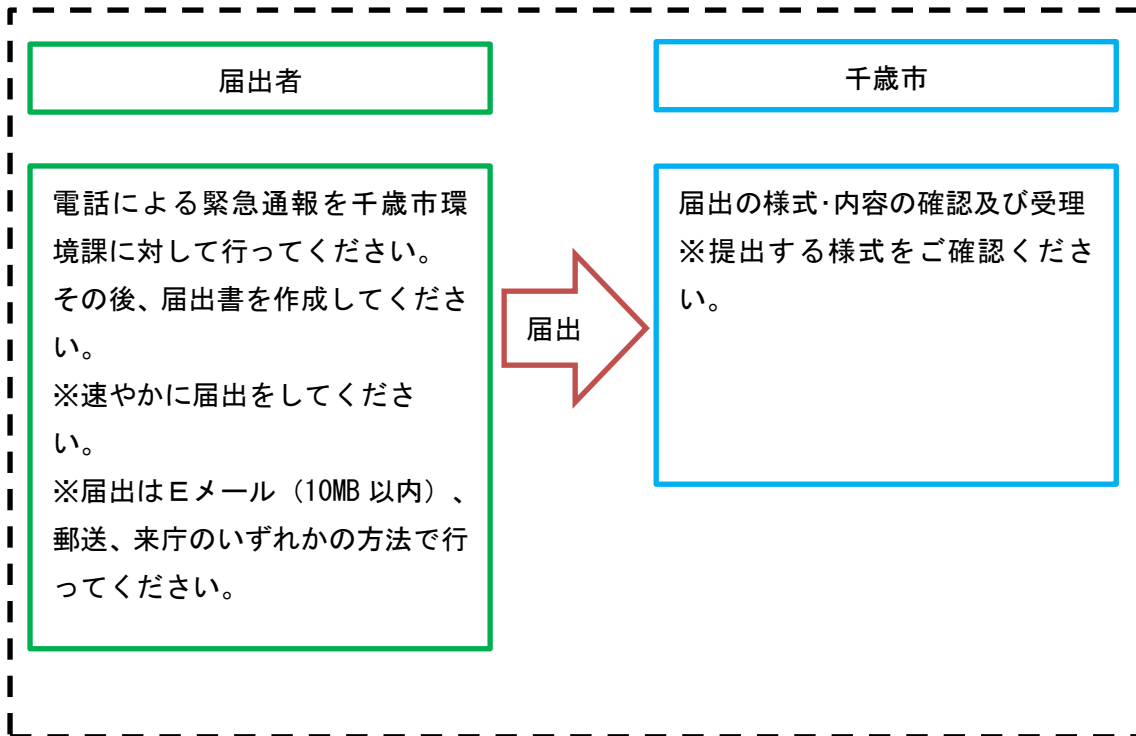
(2) 氏名等変更届、承継届、使用全廃（廃止）届について



(3) 使用届について



(4) 事故報告書



## 7 工場等の設置、移転の許可申請について

### (1) 届出対象施設について

#### ① 概要

市内で公害諸法令（下記②参照）に規定する特定施設等（下記③参照）を設置する工場・事業場を設置または移転する場合、既に設置されている工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合、法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合のいずれかに該当する際は、工場等の設置、移転の許可申請の提出が必要です。

なお、提出は一度のみとなり、提出後は特定施設等を増設したり、または異なる公害諸法令における特定施設等を設置する場合等、工場等の設置、移転の許可申請は不要です。

（例えば、騒音規制法に基づく特定施設等を設置するため、工場等の設置、移転の許可申請を行い、その後、振動規制法に基づく特定施設等を設置する場合、振動規制法に基づく届出は必要ですが、工場等の設置、移転の許可申請は不要です。）

#### ② 公害諸法令について

環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）及び千歳市公害防止条例（昭和51年条例第35号）をいいます。

#### ③ 特定施設等について

上記の公害関係法令で定める特定施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ばい煙等発生施設又は指定施設を有する工場又は事業場をいいます。

(2) 届出様式について

届出の種類	概要	届出期限	備考
工場等設置・移転 許可申請書	①公害諸法令に規定する特定施設等を設置する工場・事業場を設置または移転する場合。	工事着手の30日以前	※
	②工場等設置・移転許可申請を行っていない工場・事業場にて、新たに特定施設等を設置する場合。		
	③法令改正により工場・事業場に有する施設が公害諸法令による特定施設等となった場合。	指定された日から30日以内	
工事完了届出書	上記の①において、工場・事業場を設置または移転が完了した場合。	工事完了の15日以内	-
	上記の②及び③の場合。	工場等設置・移転許可申請書と同時に提出	

※添付書類として、次の書類が必要となります。

1. 公害防止措置の概要
2. 工場等周囲の状況図（敷地境界から100メートル程度の範囲内の状況がわかるもの。）
3. 敷地内建物の配置図（特定施設の箇所は赤線で囲むこと。）
4. 作業工程の概要図

なお、添付書類の様式に定めがありますが、1.を除き、任意様式によることができます。

届出は、公害諸法令による届出と合わせて提出願います。